

## 参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の 提出を求める公示

平成19年3月2日

近畿地方整備局  
大阪国道事務所長 村西正実

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

### 1. 当該招請の主旨

本業務については、大阪国道事務所が行う工事の発注に必要な発注図書及び積算関連資料の作成を行うとともに工事費の積算を行うものであり、業務内容やデータの取り扱いには厳格な守秘とともに、特定の企業と関係しない公平・中立な立場が求められる。また、業務の実施にあたっては、現地の状況を踏まえた工程計画や仮設計画等の立案をすることから、設計基準や工事に関する専門的な知識と豊富な経験を有しているとともに、積算基準の取りまとめを行った実績とその能力が必要であることから、(社)近畿建設協会(以下、「特定公益法人等」という)を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該公益法人等以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定公益法人等との契約手続きに移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定公益法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

### 2. 業務概要

- (1) 業務名 平成19年度大阪国道事務所積算補助業務
- (2) 業務内容 大阪国道事務所が行う工事の発注に伴う積算資料の作成及び基礎データ入力
- (3) 履行期限 平成20年3月31日

### 3. 業務目的

本業務は、土木事業に係る工事の発注に伴う積算資料作成及び設計書作成等のための基礎データの入力に関する業務を行うことを目的とする。

### 4. 応募要件

- (1) 参加意思確認書の応募企業に対する要件は、以下の①から⑦についてすべて満たしていること。

#### ① 基本的要件

- ・予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ・近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

#### ② 技術力に関する要件

詳細設計成果や発注方針を踏まえ、現場条件に即した施工方法や仮設計画を検討した施工計画の作成、施工計画に基づいた発注図面や数量総括表の作成をした上で積算を行うことから、設計・施工・積算と工事発注に関して一貫した専門的な知識と豊富な経験を有していること。また、国の積算基準書等の取りまとめを行うことのできる技術を有し、取りまとめの実績があること。

#### ③ 中立性・公平性に関する要件

建設会社等国土交通省が発注する公共工事の受注実績又は、受注希望がある企業との資本・人的関係がなく、中立性・公平性が確保できること。

④守秘性に関する要件

- ・守秘義務の遵守及び違反した場合の適切な罰則などについて社則などに明記していること。
- ・守秘義務の遵守に関する講習会・研修等を定期的に実施していること。

⑤業務執行体制に関する要件

- ・大阪府内に本・支社(店)または営業所があること。
- ・常時、積算業務を実施する担当技術者とその体制を確保していること。
- ・本業務を独立した執務室で実施できるとともに執務室のセキュリティーが確立されていること。

⑥業務実績に関する要件

下記に示される同種又は類似業務について、1件以上の受注実績を有している者。

- ・同種業務：平成13年度以降に元請けで受注し完了した近畿地方整備局（但し、港湾空港部を除く）が発注した積算補助業務
- ・類似業務：平成13年度以降に元請けで受注し完了した近畿地方整備局管内の各府県政令市が発注した一般国道又は一級河川に係る積算補助業務

⑦その他必要と認める要件

災害時に本業務に関連する緊急的な業務に対し、迅速かつ確実に態勢がとれること。

(2)配置予定技術者に対する資格要件及び業務実績等は以下のとおりとする。

①配置予定管理技術者

・資格要件

配置予定管理技術者は、以下のいずれかの資格保有者であること。

- ア) 1級土木施工管理技士の資格を取得後5年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を5年以上継続している者。
- イ) 技術士（建設部門）の資格を取得後5年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を5年以上継続している者。
- ウ) 国土交通省又は地方公共団体において管理職の職階にあった者で技術士（建設部門）の資格、又は1級土木施工管理技士の資格を取得している者。
- エ) 国土交通省又は地方公共団体において管理職の職階にあった者で、土木請負工事・調査の設計・監督検査・管理の経験が通算20年以上あり、そのうち統括管理を2年以上経験した者。
- オ) 国土交通大臣が技術士（建設部門）の資格と同程度の知識及び技術を有するものと認定した者。

・同種類似業務の実績

下記に示される同種又は類似業務について、1件以上の受注実績を有している者。

- ・同種業務：平成13年度以降に元請けで受注し完了した近畿地方整備局（但し、港湾空港部を除く）が発注した積算補助業務
- ・類似業務：平成13年度以降に元請けで受注し完了した近畿地方整備局管内の各府県政令市が発注した一般国道又は一級河川に係る積算補助業務

## 5. 手続等

(1) 担当部局

〒536-0004 大阪府大阪市城東区今福西2-12-35

国土交通省近畿地方整備局 大阪国道事務所 経理課

TEL : 06-6932-1421 FAX : 06-6935-5748

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

1) 交付期間：平成19年3月2日から平成19年3月19日までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。

2) 交付場所：(1)に同じ。

3) 交付方法：手渡しとする。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

1) 提出期間：平成19年3月5日から平成19年3月19日までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。

2) 提出場所：(1)に同じ。

3) 提出方法：持参、郵送（書留郵便に限る。）または電送（事前に担当部局へ連絡を入れること）すること。

6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口

5(1)に同じ。

(3) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出予定期限：平成19年4月9日 17：00

(4) 近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成17・18年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない場合も5(3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であって、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時において、当該資格の認定を受けているとともに、平成19・20年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の申請を行っていなければならない。

(5) 詳細は説明書による。

以 上